

GS1 ヘルスケアジャパン協議会 会則

(名称)

第1条 この協議会は、GS1 ヘルスケアジャパン協議会（通称を「ヘルスケア協議会」とい
い、以下この会則において「協議会」という。）と称する。

2 協議会の英語名称を GS1 Healthcare Japan とする。

(目的)

第2条 協議会は、日本の医療業界における医療安全(患者安全)、物流の効率化、高度化及
び医療事務の効率化並びにトレーサビリティの確保及び医療事故の防止を図るために、
GS1 本部、行政当局、その他の標準化推進機関と連携して各事業を実施し、医療業界の発
展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1.医療分野における製品識別、電子商取引、その他に関する国際的な標準
化の動向についての情報収集、調査及び研究
- 2.国際的な標準化の動向を踏まえ、我が国医療業界の安全やサプライチェーンの
効率化を図る観点からの所要の方策の国際及び国内業界に対する発表、意見交
換による交流
- 3.調査研究成果を踏まえた国内外の規制当局、標準化推進機関、業界団体との情
報交換
- 4.換調査研究成果の会員等への情報提供及び広報普及
- 5.その他協議会の目的を達成するため必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、法人会員、個人会員及び業界団体会員とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1名、副会長を原則として4名、監事1名を置く。

2 会長、副会長、監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長、副会長、監事は、総会で選任される。

4 会長に事故がある場合は副会長が補佐する。

5 監事は会員又は会員外から選出され、会計監査を行なう。

(総会)

第6条 協議会に総会を置く。

2 総会は、法人会員、個人会員、業界団体会員及び監事をもって構成する。

3 法人会員、個人会員、業界団体会員及び監事は、総会に出席し意見を述べることができる。

4 総会の議長は、会長が務める。

5 総会においては、次の事項をつかさどる。

1.会則の承認、変更

2.会長、副会長及び監事の選任

3.運営委員会構成会員の選任

4.会費の決定

5.毎事業年度の事業計画及び収支予算の承認

6.毎事業年度の事業報告及び決算の承認

7.その他協議会の運営に関する重要事項の承認

6 前項各号に掲げる総会の議決案件のうち総会であらかじめ承認された事項について

は、運営委員会の議決をもって総会の議決に代えることができる。

- 7 総会の議決は、第13条第3項に規定する会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 やむを得ない理由のため、総会に出席できない第13条第3項に規定する会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合において、代理人は代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。
- 9 総会は原則として年1回開催する。

(運営委員会の設置)

第7条 協議会に、その円滑な運営を図るため、運営委員会を設ける。

- 2 運営委員会は、総会で選任された法人会員、個人会員及び業界団体会員をもって構成する。

選任された法人会員、個人会員及び業界団体会員は、委員会の出席者(以下「運営委員」という。)を指名し、事務局に登録する。

- 3 運営委員会に、委員長、副委員長、書記を置く。委員長及び副委員長は、運営委員の互選により選出する。
- 4 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員長に事故がある場合は副委員長が補佐する。
- 6 前任者の後任として指名された運営委員又は増員として総会において選任された会員に係る運営委員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 7 運営委員会は、必要に応じて会員に対しオブザーバとして参加を求めることができる。
- 8 緊急を要する場合は、委員長の判断により、電子メール形式で運営委員会を開催することができる。

(運営委員会の審議事項等)

第8条 運営委員会においては、運営委員が次の事項を審議する。

1. 会員の入退会の承認
 2. 総会に提出する会費案
 3. 総会に提出する事業計画案及び収支予算案
 4. 総会に提出する事業報告案及び決算案
 5. 協議会活動の実施状況
 6. 作業部会の設置案
 7. その他協議会の運営に関する重要事項
- 2 運営委員会の議決は、運営委員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 第6条第8項の規定は、運営委員会に準用する。
- 4 運営委員会は、原則として年3回開催する。

(作業部会)

第9条 第3条の事業を実施するため、必要に応じ、作業部会を設けることができる。

- 2 作業部会は、総会の承認を受けたテーマに応じ、運営委員会の議を経て設置する。
- 3 作業部会は、法人会員、個人会員及び業界団体会員をもって構成するものとし、その選定方法については別途定める。
- 4 作業部会に、主査、副主査、書記を置く。
- 5 作業部会の主査、副主査、書記は、作業部会の参加者の互選により選出する。
- 6 作業部会の運営については、作業部会の主査が事務局と協議の上、決定する。

(業界団体会員以外の関係業界団体の参加)

第10条 協議会の事業活動を円滑に実施するため、必要に応じ、運営委員会の議を経て、業

界団体会員以外の関係する業界団体に作業部会に参加を求めることができる。なお、この際の参加は無料とする。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務局は、(一財)流通システム開発センター(以下「センター」という。)に置く。

2 事務局にセンターが指名する事務局長及び担当の事務職員を置く。

3 事務局長及び担当の事務職員の人件費はセンターが負担し、会費からの充当はなしとする。

(会費)

第 12 条 会費は、運営委員会において決定する。

2 会費は、毎事業年度ごとの一括払いとし、総会の開催された日の属する月の翌月末までに事務局からの案内に従い払い込まなければならない。

3 中途加入の会員の加入した年度の会費は、当該中途加入した者の加入の時期に応じ次のとおりとする。

1. 事業年度の 4 月から 9 月末に加入した場合 年会費の全額

2. 事業年度の 10 月から翌年 3 月に加入した場合 年会費の半額

4 中途加入の会員は、加入の承認を受けた後、加入月の翌月末までに前項に規定する当該年度の会費を納入しなければならない。

5 会費納入期限を過ぎても会費が納入されない場合、会員専用ホームページへのアクセス権を停止し、会費納入期限の 2 ヶ月経過後に退会と見なす。

(参加及び議決)

第 13 条 法人会員は 1 口につき、2 名まで作業部会に参加できる。

2 業界団体会員は 1 団体につき、2 名まで作業部会に参加できる。

- 3 総会において法人会員、個人会員及び業界団体会員（ただし、第 12 条第 1 項に定める会費の払い込みを行った業界団体会員に限る）は議決権を有する。会費の振込口数は票数とは無関係とする。票数は法人会員の 1 法人で 1 票、個人会員は 1 個人で 1 票、業界団体会員は 1 団体で 1 票とする。

（収支予算及び決算）

第 14 条 協議会の事業に必要な経費は、会費収入から充当する。

- 2 協議会の予算は、事務局が作成し、運営委員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。
- 3 協議会の決算は、事務局が作成し、監事監査の後、運営委員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。

（経理）

第 15 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 協議会の経理は、センターの経理基準に基づき、センターで処理する。
- 3 協議会は出納責任者を置くものとし、センター専務理事がこの任に当たる。
- 4 会員が総会、運営委員会及び作業部会に出席するための旅費又は交通費は、会員の自己負担とする。

（入会資格）

第 16 条 協議会の会員となろうとする法人、個人及び団体の入会資格は下記の通りとする。

1. 第 2 条の目的に賛同すること。
2. 法人会員については、医薬品・医療機器メーカー、医薬品・医療機器卸販売業、医療機関・施設、医療系大学／大学院・研究機関、医療業界を専門領域とするシステムベンダー又はコンサルティングを行う企業等であること。なお、システムベンダ

ーとは、医薬品・医療機器メーカー、卸販売業、医療機関などに医療業務システムのソフトウェアやハードウェアを提供する企業とする。

3.個人会員については、医療機関・施設、医療系大学／大学院・研究機関、医療系学術団体、医療系業界団体に所属する個人、医療業界を専門にコンサルティングする個人であること。

4.業界団体会員については、行政機関、医療系学術団体、医療系業界団体であること。

5.その他、運営委員会が適格と認める企業、団体及び個人であること。この場合、当該者は法人会員、個人会員又は業界団体会員のいずれかに該当するものとみなす。

(入会手続き)

第 17 条 協議会の会員となろうとする者は、入会済みの会員から所定の紹介状の署名を受け、その入会申込書を協議会会長宛に提出し、運営委員会の審査承認を受けなければならない。会員になろうとする者が、会員を知り得ない場合は、事務局に申し入れ、事務局は紹介者を斡旋するものとする。

(退会)

第 18 条 会員は、退会しようとするときは、事前にその旨を書面をもって協議会に届け出なければならない。運営委員会の承認によって正式退会となる。

2 次の各号に掲げる場合には、その会員は退会（会員資格の喪失）したものとみなす。

1.退会届を提出したとき

2.会則第 12 条に基づく会費の納入を怠ったとき

3.本人が死亡したとき、又は法人及び業界団体が解散したとき

3 退会した会員に対しては、その会員が既に納入した会費その他の拠出金返還は行わない。

(除名)

第 19 条 会員が次の各号いずれかに該当する場合は、運営委員会の 3 分の 2 以上の賛成により、これを除名することができる。

1. 会則等に違反したとき

2. 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

3. 総会及び運営委員会で定められた協議会の運営方針、運営規則、参加マナー等に違反すると認められたとき

2 除名された会員に対しては、その会員が既に納入した会費その他の拠出金返還は行わない。

(会則の変更)

第 20 条 この会則を変更するには、総会において第 13 条第 3 項に規定する会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(解散)

第 21 条 協議会を解散するには、総会において第 13 条第 3 項に規定する会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 22 条 協議会の残余財産は、総会において第 13 条第 3 項に規定する会員の 3 分の 2 以上の同意を得て処分する。

(附則)

1 この会則は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。